





セミナー」を開催します。

当セミナーでは、事故防止対策について広く理解を深めていただくことを目的としております。

是非この機会にご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にさせていただければ幸いです。

日時：令和2年2月27日（木）13時0分～16時40分（受付12時15分～）

会場：九州運輸局 共用大会議室（3階）（福岡市博多区博多駅東2-11-1）

定員：250名（事前申込が必要です）

参加費：無料

※セミナーの詳細やお申し込みにつきましては、九州運輸局HPをご覧ください。

→ [http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/00001\\_00254.html](http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/00001_00254.html)

---

## (2) 運転者の体調急変に係る事故の発生を踏まえた管理の徹底について

（配信日：R1.12.6）

12月4日、バスが東京都新宿区の都道を走行中、ハイヤーに追突し、さらに中央分離帯を乗り越え、街路灯に衝突し止まり、ハイヤーの運転者が死亡する事故が発生しました。事故の原因については調査中ですが、当該バスの運転者が事故後に搬送された病院にて、インフルエンザに罹患していたことが判明しました。一般的に、インフルエンザウィルスに感染してから1～3日間ほどの潜伏期間の後に、発熱（通常38℃以上の高熱）、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛などが突然現われるとされております。

自動車運送事業者におかれましては、乗務前点呼時において、体調が正常であった場合においても、運転者が運行中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合もあることから、事業用自動車の安全確保に万全を期すために、下記事項について改めて徹底をお願いします。

### 記

自動車運送事業者は、以下のことを改めて徹底するとともに、安全に運行をすることができないおそれがある状況での運行を行わないこと。

①運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底すること。

②運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示を適切に実施するための体制を整備すること。

- ③運転者が体調異変等の報告をしやすいような職場環境を整備すること。
- ④職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底すること。

---

### (3) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底について

(配信日：R1.12.6)

輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

これから本格的な降積雪期を迎える中、気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策等を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すとともに、事故の防止に努めるようお願いします。

- ①積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実にすること。
- ②点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
- ③積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
- ④気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更及び利用者への情報提供等の適切な措置を講ずること。
- ⑤乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

---

### (4) 近畿運輸局 第13回自動車事故防止セミナーを開催します。【近畿運輸局発】

(配信日：R1.12.6)

近畿運輸局では、事業用自動車の事故防止対策の一環として、平成19年度より毎年度自動車事故防止セミナーを開催しています。

今年度で第13回目となるセミナーでは、「もう一度初心にかえて、安全・安心を」をテーマとして、学識経験者、自動車事故対策機構、国土交通省自動車局

安全政策課により講演します。

運送事業者等の皆様も是非このセミナーにご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にしていただければ幸いです。

日時：令和2年1月23日（木）13時00分から16時00分（開場12時00分）

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター「ドーンセンター」7Fホール（大阪市中央区大手前1丁目3番49号）

定員：400名（事前申込が必要です。）

参加費：無料

※セミナーを詳細や申し込みにつきましては、近畿運輸局HPをご覧ください。

→ <http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/press>

---

(5) 水深が床面を超えたら、もう危険！

ー 自動車冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について ー

（配信日：R1.11.29）

自動車冠水した道路を走行する場合、水深が車両の床面を超えると、エンジン、電気装置等に不具合が発生するおそれがあります。また、水深がドアの高さの半分を超えると、ドアを内側からほぼ開けられなくなります。

今年の台風19号等による大雨においては、自動車冠水等により、運転者や同乗者が亡くなる事故が相次ぎました。

自動車は、エンジンやモーターで駆動し、電気装置により制御されているため、水深が車両の床面を超えて車内へ浸水すると、様々な不具合が発生するおそれがあり、最悪の場合、エンジンやモーターが停止して移動できなくなります。また、水深がドアの下端にかかると、車外の水圧により内側からドアを開けることが困難となり、ドア高さの半分を超えると、内側からほぼ開けられなくなります。

国土交通省では、国内乗用車メーカー8社に対して、自動車冠水した道路を走行した場合に生じ得る不具合等について調査を行い、その結果を踏まえ、「自動車冠水した道路を走行する場合に発生する不具合」をまとめましたので、公表します。

※1 浸水による車両への影響については、車両形状や設計により異なります。

※2 一度浸水した車両は、運転可能であっても、電気装置等が損傷を受けているおそれがあるため、自動車整備工場等で点検整備を受けるようにしてください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08\\_hh\\_003565.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_003565.html)

---

(6) 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!

(配信日 : R1. 11. 29)

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。国土交通省では、12月10日～翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html)

---

(7) 中部運輸局 自動車事故防止セミナー2019を開催します【中部運輸局発】

(配信日 : R1. 11. 29)

中部運輸局では、安全・安心なクルマ社会の実現に向けた取り組みとして、「中部運輸局 自動車事故防止セミナー2019」を開催いたします。当セミナーにおいて、最新の自動車先進安全技術を広く紹介するとともに、自動車運転者自身の運転について振り返り、安全・健康意識について見つめ直していただければと考えております。ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

日 時 : 令和2年1月23日 (木) 13:00~16:50 (開場12:00)

場 所 : ウィンクあいち (愛知県産業労働センター) 2階 大ホール (名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

定 員 : 600名 (事前申込制)

テーマ : 安全・健康意識のさらなる高揚~自動車最新技術を活用した安全対策~

参加費 : 無料 (どなたでも参加いただけます)

※セミナーの詳細やお申込みにつきましては、中部運輸局HP (Mission1st運動ページ) をご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>



・ ホームページ受付  
( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960  
(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

